

# グローバル・タックス・サテライト

国際部員が見た台湾の税務事情

国際部長 田尻 吉正

## 第1回 台湾(中華民国)

### 税理士制度の誕生期に通じる台湾の「記帳士」「記帳及報税代理人」

今回の平成26年度税制改正大綱には、我々税理士の願望であった公認会計士に対する税理士資格自動付与の問題が改善された形で記載されました。これは、我が国でも今後議論が盛んになるであろうTPP問題の観点からしても一歩前進したものと思われまます。今日、会計のグローバル化が進んでおりますが、税についてはそれぞれの国の社会体制や規模等によって租税制度が異なっております。つまり、国家の財政基盤を支える「税」についてはそれぞれの国の特性に合わせて仕組みが構築されており、完全にグローバルな基準は存在していないのが現状であるということです。TPP交渉参加国の中でも税理士制度を有する国は日本とベトナムのみです。また米国では税務業務は基本的に自由業務とされており、弁護士・公認会計士・EA(エンロールドエージェント)等が行うなど、国によって税務業務の担い手も異なっております。

我々国際部ではこのように国によって異なる税の世界の特殊性にスポットライトを当て、我が国の制度との違いやその国の特殊性を調査し、「グローバル・タックス・サテライト」(副題:国際部員が見たその国の税務事情)というタイトルで、シリーズでレポートしていきます。

第1回目は、昨年4月に東京税理士会と情報交換協定を結んだ台湾(中華民国)を取り上げます。

#### 台湾の概要

台湾の国土面積は九州よりやや小さい程度であり、北の台北から南の高雄まで日本のJR技術の新幹線によって2時間弱で結ばれています。貿易面から見ると(2011年現在)日本から見て台湾は第4位の貿易相手国であり、台湾側にとって日本は第2位の貿易相手国となっております。また日本から台湾への投資件数をみると2011年度が過去最高の件数を示していますが、その1件当たりの規模においてはだんだん小規模となっている傾向にあります。このことは進出企業の多くが日本のいわゆる中小企業中心になってきていることの表れであり、見方を変えれば中小企業であっても比較的安心して投資が可能であることを示しています。これは台湾の人々の対日感情が非常に好意的であることに起因しているように思われます。

#### 台湾税務の概要

台湾中央政府の2012年歳入総合計金額は1兆7297億9800万円で、その72.3%である1兆2501億元を租税収入が占めております。またこの租税収入のうち国税の占める割合は96.6%と中央政府集約の体をなしています。さらに国税の税目割合を見ると法人税に相当する営利事業所得税が25.8%、個人総合所得税が24.0%、消費税に相当する営業税が20%、貨物税が9.6%、相続税・贈与税が1.6%となっております。直接税の割合が極めて高くなっています。

以下では台湾の主要税目の特性について触れてみることにします。

#### I. 営利事業所得税(日本の法人税に相当)

(税率)

2009年までは25%でありましたが、2010年より17%に引き下げられています。これは他のアジア諸国と比較しても低税率です。また日本のように法人住民税はありません。

(課税範囲)

原則として属人主義を採用しており、全世界所得に対して課税され、外国税額控除方式により国際的二重課税を調整しています。

(事業年度)

原則として毎年1月1日より12月31日までです。ただし所轄税務機関に申請して許可を得れば決算期を12月31日以外の任意の期日とすることができます。また申告期限及び納税期限は決算期末後5か月以内とされており、我が国に比べかなりの余裕があります。

#### 台湾法人税の特有の制度 ~我が国の書面添付制度の延長概念?

台湾特有の制度として、税務専門家による税務監査という制度があります。税務監査とは、法人申告書提出前に税務専門家が税務規定に合致した所得額である旨の監査報告書を提出するものです。この監査は性格・手続的には、我が国の税務調査と似たものであり、申告書に税務専門家がサインすることにより、おおむね税務調査は終わったというオーソライズがなされる点で日本の税理士のサインとは異なっています。財務部は各税務専門家事務所の水準を常に監督しており、通常ビッグ4系の税理士法人のサインした税務申告案件は、その後国税局から直接的に調査をされることはほとんど無いとのことでした。

台湾のこの制度と似たような制度は韓国にもあります。税務士が提出した税務申告書を税務士で構成される税務計算調整書委員会なる委員会がチェックし、提出された課税所得に誤りのない旨を確認するという制度です。この制度については、各税務士につき法人2件・個人2件の割合で無作為に抽出された関与先が対象になるとのことで、私も大変驚いた次第です。いずれにしても台湾や韓国にて行われているこのような制度は、我々税務専門家が提出した税務申告書をオーソライズするという点では、我が国の書面添付制度の将来展望を示唆しているようにも思われます。

#### II. 個人総合所得税(日本の所得税に相当)

居住者個人の中華民国源泉所得に対しては最低5%から最高40%の5段階の累進税率によって課税されています。最高税率40%の適用所得は、4,23万1元以上とされているため、日本より多くの人が最高税率で課税されているようです。所得については毎年1月1日から12月31日までの暦年基準に基づき、翌年の5月31日までに確定申告をしなければなりません。日本のような年末調整制度は無いため、原則として全ての人々が確定申告手続きをすることになっています。

#### III. 営業税(日本の消費税に相当)

台湾の営業税は、付加価値税(VAT)方式で5%の税率で課税されており、統一發票と呼ばれるインボイス式課税方法が採用されています(ちなみに意図的な不発行防止のため、2か月ごとに抽選が行われる宝くじ付きのインボイスとなっています)。営業者は売上高の有無を問わず、2か月に一度、奇数月の15日までに(例えば、1~2月分は3月15日まで)関係書類を添付して規定様式の申告書にて還付または納付税金



写真: 台北国税局王副局長(中央左)、中華工商稅務協會諸先生と筆者

の申告を所轄税務機関にする必要があります。

以上が台湾の主要税目の特性です。

私はこの報告書を書くにあたり台湾の税制を担い活躍している税務専門家たちの制度について、また彼らと税務行政当局との関係について知りたく台湾国税局を訪問したいと希望しました。その労をとって下さったのが東京税理士会と情報交換協定を結んだ台湾税務専門家団体である中華工商稅務協會の劉志鋒理事長、周秀原先生、楊昌達先生、高恣照先生です。平成25年10月28日、この4人の先生方の同行の元、財務部台北国税局を訪問し王介深(Wang Jiehchen) 副局長に話を伺うことができました。王国税局副局長は、添付写真のごとく温厚で大変フレンドリーなお人柄の方で、約1時間我々の対応をして頂きました。私と同じようなやや太めの体形には親しみを感じました。副局長のお話によれば、最近の台湾課税庁による税務調査率は4~5%程度で、その是正率は7%程度とのことでした。また昨年の重点調査業種として建設業、歯医者、不動産業者、IT業者を挙げることができることでした。台湾の電子申告の仕組みはかなり進んでおり、ほとんどの申告業務がオンライン申告となっています。その割合は2011年度の場合、営利事業所得税(法人税)が98.1%、総合所得税(所得税)が69.28%、営業税(消費税)が94.33%となっており、我が国よりかなり高率となっています。

また台湾の税務専門家団体は、税務申告における最高の協力者であり企業と課税庁との業務をスムーズにする架け橋を担う存在として台湾課税庁との関係はたいへん良好であるとのことでした。台湾国税局は15階建ての近代的な立派な建物ですが、その1階には、一般の納税者たちが訪れる窓口があるとのことでご案内を頂きました(紙面の制約上写真を添付できないのが残念ですが)。ランの植物鉢があちこちに装飾されており、まるで金融機関等のサービス窓口という感じがしました。ここには一般的に想定される税務相談窓口の他に、Professional Consultant Counter, Volunteer Service Counter, Foreign Taxpayer Service Counter, Breastfeeding Room(授乳室)等があるのには驚きました。

最後に台湾の税務専門家の仕組みについて報告します。現在台湾では税務専門家業務、すなわち我が国の税理士のような業務は「記帳士」「記帳及報税代理人」「公認会計士」によって担われており、その人数は約10,000人(記帳士と報税代理人が約8,000人、公認会計士が約2,000人)とされています。また台湾行政院が行った調査によれば、台湾には120万社弱の企業があるとのことですが通常雇用する従業員が100名未満の中小企業の内、5人以下の企業が70%、6人から49人の企業が27%を占めているとのことでした。そしてこれら中小企業の税務申告業務の70%以上は「記帳士」及び「記帳及報税代理人」によって担われているとのことでした。「記帳及報税代理人」とは2004年6月2日の「記帳士法」公布施行前に満3年以上記帳及び税務申告業務に従事していた者に与えられた資格であります。2005年から2007年までの期間は毎年40時間、2008年以降は毎年24時間以上の専門訓練を完了しなければならないとされました。「記帳士」とは記帳士法に基づき毎年実施される資格試験に合格した者に与えられた資格であります。これらは我が国の税理士制度の誕生期に通じるものを感じます。

以上が、国際部による「グローバル・タックス・サテライト」の第1回報告です。

(注)元=台湾ドル(1台湾ドルは約3.5円)2014年1月現在